

第13章 共通的・基盤的施策の推進

第1節 環境影響評価制度の推進【環境政策課】

1 環境影響評価制度の概要

各種の開発事業等の実施が環境に及ぼす様々な影響について事前に十分に検討し、その結果を事業等の内容に反映させることは、自然環境の保全や公害の未然防止を図る上で重要です。

環境影響評価とは、このような検討のために、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある一定規模以上の事業の実施に当たり、あらかじめ事業者自らが環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程において環境保全措置を検討し、環境影響を総合的に評価することをいいます。

環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例では、環境影響評価を進めていく手続が定められており、主な手続としては、事業の早期段階において事業の位置・規模、構造・配置の複数を検討する「配慮書」の手続、どのように環境影響評価を行うかの項目や手法を決める「方法書」の手続、環境影響評価の結果について住民や自治体などから意見を聴くための準備としての「準備書」の手続、そして環境影響評価の結果をとりまとめた「評価書」の手続があります。配慮書、方法書、準備書の内容については、環境の保全の見地から意見を有する人は誰でも意見を提出することができます。

また、条例では、事業者が実施した工事中・供用後の環境調査の結果に応じて、知事が事業者に必要な措置を求める「事後調査」の手続を定めています。

2 環境影響評価制度の経緯

環境影響評価の制度については、昭和59年に「環境影響評価の実施について」が閣議決定され、この決定等に基づいて、国等が関与する大規模な事業について環境影響評価の手続が行われていましたが、平成9年6月に「環境影響評価法」が公布され（平成11年6月全面施行）、法律による制度として確立されました。

本県においては、平成4年9月に「沖縄県環境影響評価規程」を告示し、同規程に基づいて環境影響評価の手続が行われていましたが、さらに充実・強化を図るため、平成12年12月に「沖縄県環境影響評価条例」を公布し、平成13年11月1日に全面施行しています。条例においては、本県が、亜熱帯海洋性気候のもと、他の都道府県とは異なる固有の自然環境を有していることや島しょ県であるため環境容量が小さいことなどを考慮して、対象となる事業の種類や規模を見直し、規程よりもその範囲を拡大しています。また、自然公園地域等を特別配慮地域として定め、より小さい事業規模から環境影響評価の対象としています。

法については、平成23年4月27日に環境影響評価法の一部を改正する法律が公布され、計画段階配慮書手続が新たに導入されるなどの改正が行われています（平成25年4月1日全面施行）。

条例についても、法との整合を図るとともに、より環境に配慮した環境影響評価を推進するた

め、県では、平成25年3月30日に沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例を公布し、計画段階配慮書手続を新たに導入するなどの改正を行っています（平成26年2月1日全面施行）。

また、大規模な土地造成を伴う広範囲に渡る開発事業であるにも関わらず、これまで条例の対象事業となっていない事業があったため、こうした一定規模以上の土地の造成を伴う事業についても、事業の実施に際して適正な環境への配慮がなされるよう、平成30年3月30日に沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例を公布し、「土地の造成を伴う事業」を条例の対象事業とするなどの改正を行っています（平成30年10月1日全面施行）。

3 環境影響評価手続及び事後調査手続の実施状況

本県において、これまで環境影響評価の手続が行われた事業件数は、令和5年3月末現在で、閣議決定に基づく環境影響評価が8件、環境影響評価法に基づくものが10件（うち1件は手続中、2件は事業廃止）、沖縄県環境影響評価規程に基づくものが21件、沖縄県環境影響評価条例に基づくものが37件（うち7件は手続中、3件は事業廃止）、自主的に実施したものが5件、合計81件となっています。また、発電所については、環境影響評価法施行以前に電源の立地に関する通産省通達に基づいて、3件の環境影響評価が行われています。

令和4年度は、南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書、浦添市新一般廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書、沖縄北部テーマパーク事業に係る環境影響評価書について審査を行いました。

また、普天間飛行場代替施設建設事業、那覇空港滑走路増設事業、ホワイト・ビーチ地区艦船し尿処理施設建設事業、主要地方道南風原知念線（地域高規格道路南部東道路）整備事業、産業廃棄物焼却溶融再資源化施設の整備事業等の13事業の事後調査報告書について審査を行いました。

4 その他関係法令による環境影響評価の実施状況

環境影響評価法や条例以外にも、公有水面埋立法等により環境影響評価が行われており、令和4年度は、公有水面埋立法に基づくものが4件、港湾法に基づくものが2件、大規模小売店舗立地法に基づくものが6件行われました。

また、公有水面埋立法に基づき免許等がなされた事業に関する環境監視の結果について、令和4年度は5件の報告が行われました。

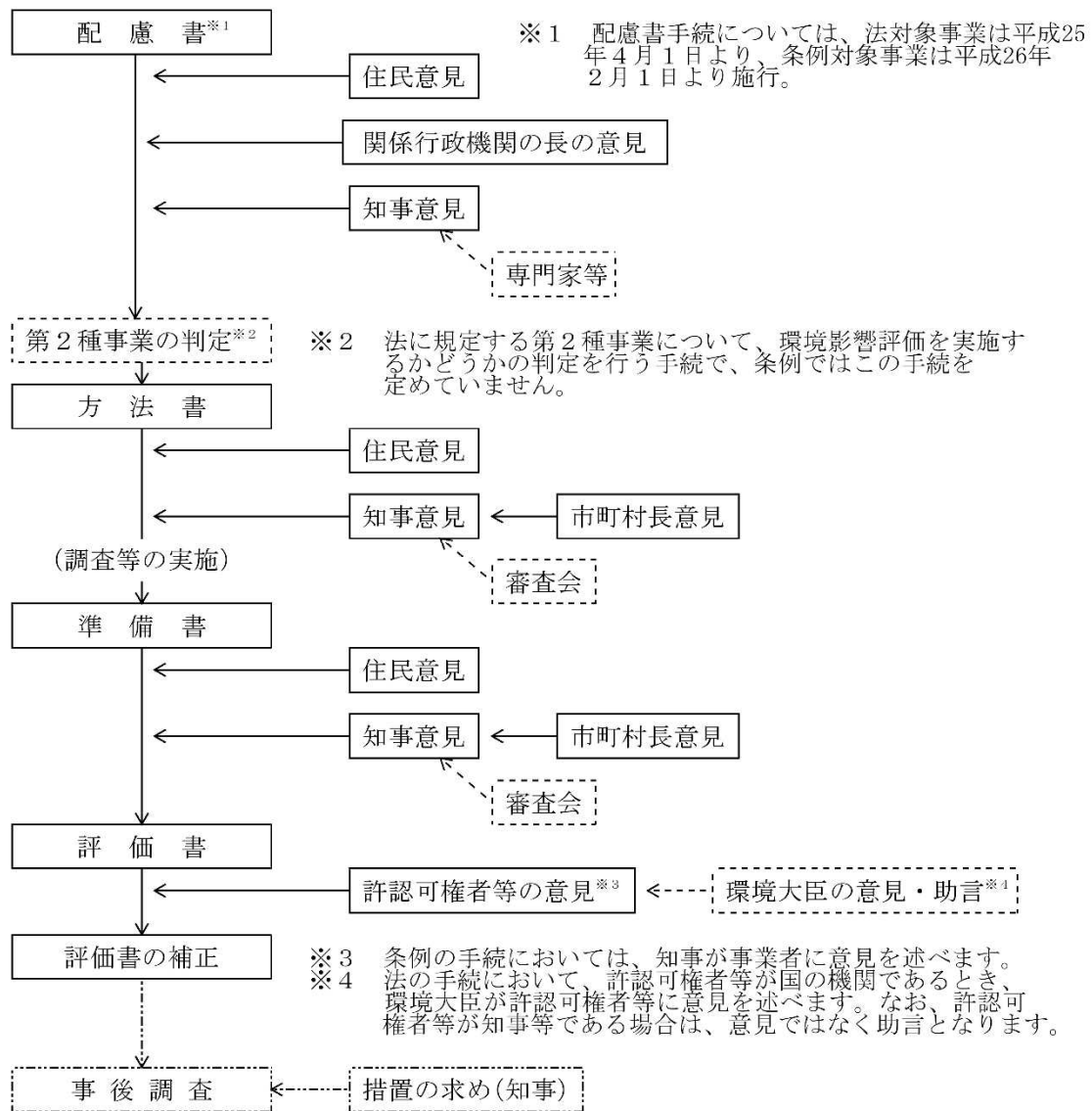


図13-1-1 環境影響評価の手続の概要

第2節 公害防止体制の整備【環境政策課、環境保全課、中小企業支援課】

1 公害苦情の状況【環境政策課】

令和4年度に県及び市町村で取り扱った公害苦情件数については765件で昨年度に比べて213件減少しました。

令和4年度公害苦情を種類別にみると、典型7公害が580件(全苦情の75.8%)、典型7公害以外が185件(同24.2%)となっています。典型7公害の中では、悪臭、騒音、大気汚染の3公害が大部分を占めており、典型7公害以外では、廃棄物投棄、その他(害虫の発生等)に関する苦情となっています。

表 13-2-1 公害苦情件数の推移

単位：件数（％）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
典型7公害	558 (73.6)	568 (64.9)	736 (72.4)	694 (70.9)	580 (75.8)
大気汚染	128 (16.9)	125 (14.3)	162 (15.9)	124 (12.7)	105 (13.7)
水質汚濁	69 (9.1)	69 (7.9)	102 (10.0)	43 (4.4)	38 (5.0)
騒音	139 (18.3)	159 (18.2)	209 (20.6)	236 (24.1)	180 (23.5)
振動	5 (0.6)	4 (0.4)	6 (0.6)	7 (0.7)	5 (0.7)
悪臭	215 (28.4)	208 (23.8)	255 (25.1)	283 (28.9)	244 (31.9)
地盤沈下	0 (0.0)	2 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
土壌汚染	2 (0.3)	1 (0.1)	2 (0.2)	1 (0.1)	8 (1.0)
典型7公害以外	200 (26.4)	307 (35.1)	281 (27.6)	284 (29.1)	185 (24.2)
廃棄物投棄	44 (5.8)	75 (8.6)	79 (7.8)	80 (8.2)	69 (9.0)
その他	156 (20.6)	232 (26.5)	202 (19.8)	204 (20.9)	116 (15.2)
合計	758 (100.0)	875 (100.0)	1,017 (100.0)	978 (100.0)	765 (100.0)

2 公害苦情相談員の設置【環境政策課】

公害苦情は、地域住民の生活に密着した問題であり、また公害紛争の芽であることから、その迅速、適正な処理は生活環境の保全や公害紛争の未然防止に極めて重要です。

公害に係る苦情の処理については、公害紛争処理法により地方公共団体が行うことになっていることから、都道府県及び市町村（特別区を含む）は、公害苦情に係る住民の相談、苦情の処理に必要な調査、指導及び助言を行わせる公害苦情相談員を置くことができるようになっていきます。

このことから県では、公害苦情相談員を設置し、市町村及び関係機関と連携協力をしながら公害苦情の処理に努めています。

3 公害紛争の処理【環境政策課】

公害紛争の迅速かつ適切な解決を図るため、昭和45年6月に公害紛争処理法が制定されました。この法律に基づき、国では公害等調整委員会において、公害紛争に係るあっせん、調停、仲裁及び裁定を行っています。また、各都道府県においては、公害審査会を設置し、あっせん、調停及び仲裁の方法により、公害紛争の処理にあたることになっています。

本県では、昭和48年12月に沖縄県公害審査会を設置し、公害紛争事件の解決を図っており、令和4年度末までに21件の調停申請を受理しています。

(1) あっせん

当事者間の紛争の自主的解決を援助・促進することを目的に、3人以内のあっせん委員が当事者の交渉や話し合いの間に入って仲介する制度です。

この制度は、当事者が積極的に話し合い、互いに譲り合って紛争を解決しようとする意志を

第13章 共通的・基盤的施策の推進

必要とし、紛争の種類や話し合いの進み具合に応じて柔軟かつ適切な手続がとられることから、一般に規模の小さな事件の処理に適しています。

(2) 調停

紛争を解決するため3人の委員からなる調停委員会が当事者間を仲介し、当事者双方の互譲に基づく合意によって紛争を処理する制度です。

この制度は、調停委員会が職権で資料収集を行ったり、具体的な解決案（調停案）を示すなど公権的解決の要素があります。

また、当事者の互譲によって条理にかない実情に即した解決を図る制度なので、裁判のように一刀両断的な解決でなく、話し合いによる円満な解決が望ましい事案にその効果が期待されます。

(3) 仲裁

仲裁は、裁判所において裁判を受ける権利を放棄して、紛争解決を3人の仲裁委員からなる仲裁委員会の判断に委ね、その判断が最終的なものとして、これに従う契約（仲裁契約）をすることによって、紛争の解決を図る制度です。

仲裁判断は、民事訴訟における確定判決と同一の効力を有します。

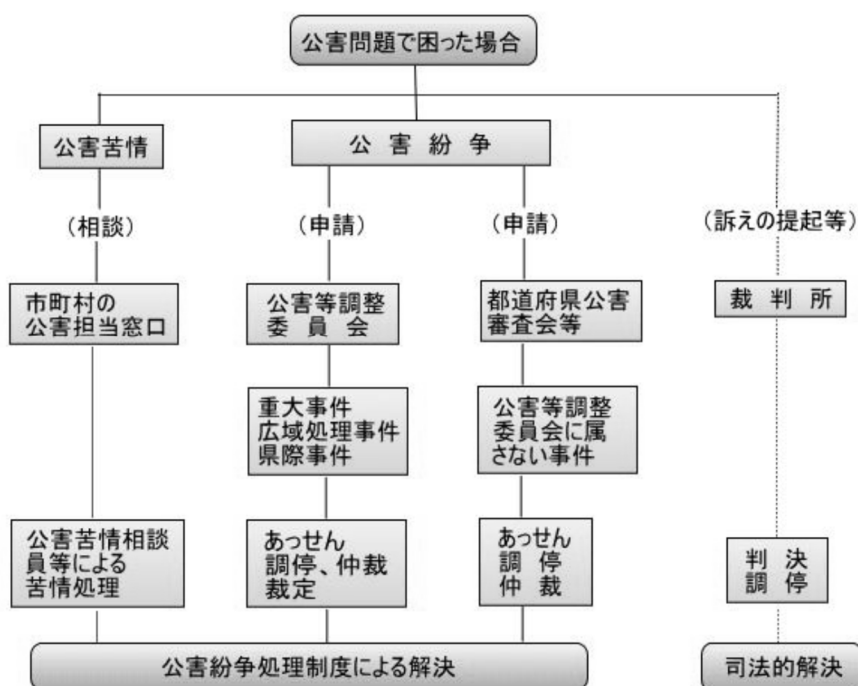


図 13-2-1 公害紛争処理制度等の仕組み

4 公害防止協定及び環境保全協定の締結【環境保全課】

公害防止協定や環境保全協定は、法律や条例による一律の規制を補完し、事業の特性と地域の実情に即したきめの細かい規則等を盛り込むことが可能な点で、地方公共団体及び地域住民にとって、公害防止や環境保全対策の有効な一手段となっています。

沖縄県生活環境保全条例（平成20年12月26日沖縄県条例第43号）においても、第4条第3項で「事業者は、県と公害の防止に関する協定を締結するように努めなければならない。」と規定されており、県では現在7件の協定を締結しています。

表 13-2-2 県及び企業が締結した環境保全協定の内容

締結年月日	企業名	業種	備考
昭和50年12月24日	南西石油株式会社	石油精製	平成14年4月1日改定
昭和52年3月10日	沖縄石油基地株式会社	石油基地	
昭和52年6月4日	沖縄ターミナル株式会社	石油基地	
昭和59年3月12日	電源開発株式会社	発電所	石川石炭火力発電所
平成4年11月30日	沖縄電力株式会社	発電所	具志川火力発電所
平成12年10月30日	沖縄電力株式会社	発電所	金武火力発電所
平成22年7月22日	沖縄電力株式会社	発電所	吉の浦火力発電所

5 公害防止管理者等の設置【環境保全課】

産業公害の未然防止に万全を期するためには、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等による排出規制とともに、工場等における公害防止体制を確立することが重要です。

このため、昭和46年に「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定され、特定工場における公害防止統括者、公害防止管理者等の選任が義務づけられました。

公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者については、公害防止に係る業務が専門的知識及び技能を要するため、国家試験及び資格認定講習による資格制度が設けられ、その選任は有資格者の中から行うことになっています。

表 13-2-3 公害防止管理者等選任届出状況

令和5年3月末現在

※当該工場で選任中の公害防止管理者等が保有する資格区分ではなく、特定工場が必要とする資格区分に基づきカウント

公害防止管理者等 届出工場の数 業種		公害防止 統括者	公害防止 主任管理 者	公 害 防 止 管 理 者														
				大 気 関 係				水 質 関 係				騒 音 関 係	粉 じ ん 関 係	振 動 関 係	ダ イ オ キ シ ン 類 関 係			
				第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種							
建設業		5	3 (3)				5 (3)											
製 造 業	食 料 品 製 造 業	11	11 (11)	1 (1)			6 (6)	4 (3)			5 (5)	4 (2)						
	飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	1	1 (1)				1 (1)					1 (1)						
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	1	1 (1)									1 (1)						
	化 学 工 業	1	1 (1)			1 (1)												
	石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	6	2 (1)				5 (5)											
	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	3	2 (2)		1 (1)		1 (1)								2 (2)			
	鉄 鋼 業	1	1 (1)				1 (1)						1 (1)					1 (1)
	他に分類されないその他の製造業	2	2 (2)								1 (0)				1 (1)			
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		17	16 (16)	2 (2)			11 (11)	6 (6)	1 (1)		2 (2)				3 (3)			
計		48	40 (39)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	19 (19)	21 (18)	1 (1)	1 (0)	7 (7)	7 (5)			6 (6)		1 (1)	

注：（）内は代理者を示す

6 公害防止関連融資制度【中小企業支援課】

産業公害の防止は重要な課題であり、中小企業においても公害防止のために努力しているところですが、実際に公害防止対策を実施するにあたっては、資金調達力や適切な対応策についての知識が乏しいため、国、県では中小企業の公害防止を金融面から推進するために長期低利の資金融資を行っています。

具体的には中小企業高度化資金貸付制度により、工場地域内において中小企業が事業協同組合等を通じて共同で公害防止施設を設置する場合に、必要な資金に対する融資を行い産業公害の防止を促進しようとするものです。

本県においては、協同組合の建設する共同焼却施設を対象に、平成8年度に94,900千円、令和3年度に647,733千円の融資実績があります。

表 13-2-4 中小企業関係公害防止施設融資制度一覧

(令和5年9月1日現在)

制度名	貸付対象施設等	共同・個別の別	融資(貸与)比率	融資(貸与)限度額	融資(貸与)利率	融資期間	融資機関
中小企業高度化資金貸付制度	(1)共同施設事業、集団化事業 事業協同組合等の組合員の事業活動に伴って副次的に生ずる汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の公害を事業協同組合等が共同で防止または処理する施設	共同	80%以内	資産計上される額	無利子	20年以内 (うち据置3年以内)	県商工労働部 中小企業支援課 (電話866-2343)
	(2)設備リース事業 事業協同組合等がその個別の組合員にリースするために取得する公害防止施設	共同購入 個別設置	80%以内	資産計上される額	年0.60%	20年以内であって、設備の耐用年数を勘案して県が定める期間	
	(3)アスベスト対策事業に対する貸付(緊急健康被害等防止貸) アスベストの除去、封じ込め等の措置又は事業用施設の建て替え等、アスベスト対策に必要な高度化対象施設	事業形態による	90%以内	資産計上される額	無利子	20年以内 (うち据置3年以内)	

第3節 石綿健康被害救済制度の推進【環境政策課】

1 制度の概要

石綿健康被害救済制度は、「石綿による健康被害の救済に関する法律(H18.3.27施行)」、「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律(H20.12.1施行)」、「石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令(H22.7.1施行)」に基づき、石綿(アスベスト)を吸引することにより指定疾病(中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚)にかかった方やその遺族であって、労災補償等の対象とならない方に対して、医療費等の救済給付を支給するものです。

2 申請の受付、認定及び救済給付の支給について

各種申請は、(独)環境再生保全機構(以下「機構」という。)、全国の環境省地方環境事務所及び保健所で受付が行われ、認定及び救済給付の支給は、機構で行われます(図13-3-1参照)。

3 救済給付の概要

各種救済給付は、機構が石綿の吸引により指定疾病にかかった旨の認定を受けた方(被認定者)、本法の施行前に指定疾病に起因して死亡した方のご遺族に対し支給します。

○石綿による中皮腫や肺がんと認定された方への給付

- ・医療費(自己負担分) ・療養手当(103,870円/月) ・葬祭料(199,000円)

○この法律の施行前に死亡された方のご遺族への給付

- ・特別遺族弔慰金(2,800,000円) ・特別葬祭料(199,000円)

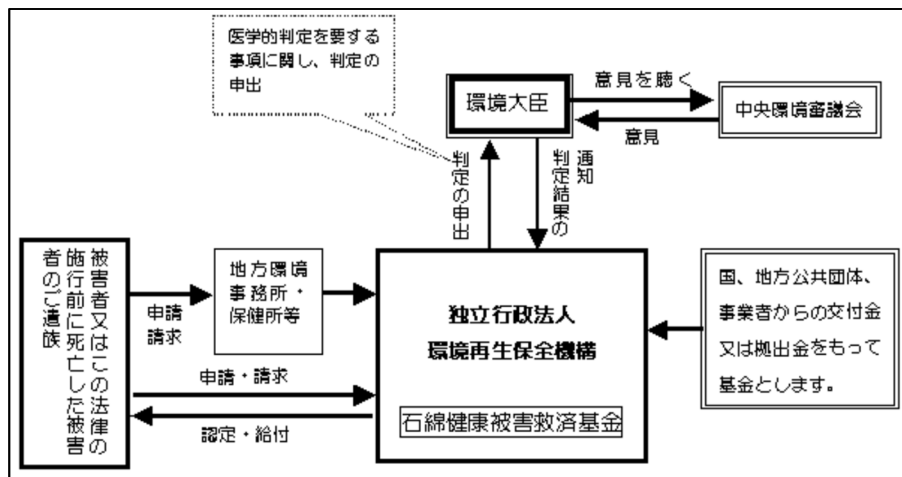


図 13-3-1 石綿健康被害救済制度のしくみ

第4節 環境に関する調査・研究の実施【衛生環境研究所】

沖縄県衛生環境研究所では日常業務的な試験検査以外に、本県の環境保全の推進に寄与するため、次のような調査研究に取り組んでいます。

- 1 酸性雨全国調査（全国環境研協議会酸性雨広域大気汚染研究部会共同研究）
- 2 光化学オキシダント等の変動要因解析を通じた地域大気汚染対策提言の試み（国立環境研究所とのⅡ型共同研究）
- 3 沖縄県における微小粒子状物質（PM2.5）の発生源寄与解析
- 4 廃棄物最終処分場の廃止判断と適正な跡地利用に資する多面的評価手法の適応に関する検討（国立環境研究所とのⅡ型共同研究）
- 5 最終処分場浸出水等に含まれるPOPs等の排出機構の解明とリスク低減技術の開発（環境研究総合推進費による共同研究）
- 6 災害時等における化学物質の網羅的簡易迅速測定法を活用した緊急調査プロトコルの開発（国立環境研究所とのⅡ型共同研究）
- 7 沖縄県のサンゴ礁生態系への気候変動・地域環境複合影響を軽減するための赤土流出削減指標策定（国立環境研究所との気候変動型共同研究）